平成２１年（フ）第４２８４号
大阪市淀川区木川西２丁目13番22号、前住所奈良県宇陀市榛原区天満台東２丁目11番の５
破産者　髙山　　綾
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７９５号
大阪府茨木市水尾３丁目14番708号
破産者　松本　多恵
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４０５号
大阪市住吉区苅田10丁目６番32―210号、開始決定時の住所大阪市住吉区苅田７―９―10田伏マンション202号室
破産者　永禮　　寛（旧姓平井）
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８７号
大阪府吹田市山田東４丁目41番２―106号、前住所大阪府吹田市千里山東２丁目２番７号
破産者　利倉　　健
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１９４号
大阪市鶴見区鶴見１丁目２番17―804号
破産者　彌勒　由明
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０２号
和歌山県日高郡印南町大字印南1801番地、開始決定時の住所大阪市住之江区新北島３丁目９番３―508号
破産者　野口　成子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０４号
兵庫県尼崎市富松町１丁目46番１―304号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目19番25―109号
破産者　伊藤　修二
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０７号
大阪府守口市大久保町２丁目35番12号
破産者　井上　秀樹
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３０８号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番９―303号
破産者　金田　久典
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６８９号
大阪市西区新町４丁目８番20―305号
破産者　加藤　英樹
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３６号
大阪市此花区四貫島２丁目23番５号
破産者　メンズショップだいこくやこと　畑　増夫
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３８号
大阪市此花区四貫島２丁目23番５号
破産者　畑　　哲郎
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８５３号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目10番８号
破産者　中谷こと　安藤壽々子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００号
堺市西区山田１丁1209番地11
破産者　長田　　修
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
堺市西区山田１丁1209番地11
破産者　長田　敏子
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
大阪府藤井寺市川北３丁目６番２―403号、開始決定時の住所大阪府柏原市玉手町24番２号
破産者　小森　昭彦
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５７号
大阪府藤井寺市川北３丁目６番２―403号、開始決定時の住所大阪府柏原市玉手町24番２号
破産者　小森　光世
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
大阪府河内長野市錦町28番１―101号、前住所大阪府河内長野市加賀田249番地
破産者　坂田　照男
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１６号
堺市南区桃山台３丁２番１―1008号、前住所堺市南区豊田1540番地
破産者　木村　博嘉
1　決定年月日　平成22年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係